



**いままでどおり  
健康保険証が使える**

12月以降このまま政府  
が現行の健康保険証を廃  
止したとしても、大阪府  
は、マイナ保険証がなくても安心  
→12月以降も「資格確認書」や「健康保険証」が自動で届きます  
大阪府歯科保険医協会

9月初め送付

## 現行の健康保険証を残そう ポスターを ご活用下さい

政府が現行の健康保険証廃止を強行に進める中、マイナンバーと健康保険証を紐づけていない患者などから、「今年の12月2日以降は、受診できないのか」などの不安の声が会員にも寄せられている。こうした事態を受けて、協会は「いままでどおり健康保険証をお持ちください」ポスター（B4判・カラー）を作製した。9月初めに別で送付する。ポスターは協会HPからもダウンロードできる。ポスターの活用を呼びかけ、保険証をめぐって会員から寄せられている疑問に答えたい。



理事長 小澤 力

マイナンバーカードを持たない人、マイナンバー

### 確実に資格確認書を送付させよう

資格確認書で受診可能

「カードを持っていても健康保険証機能を紐づけていない人には、いま手元にある健康保険証の有効期限が到来する前に、各保険者から健康保険証の代わりになる「資格確認書」が届くことになっている。2023年8月4日に岸田首相が記者会見で、マイナンバーカードを持っていない全ての人に資格確認書を送付すると約束している。申請しなくても対象者全員に国の職権で資格確認書を自動的に届けるということである。これは、市町村国保でも、後期高齢者医療でも、協会けんぽや共済組合保険でも同様に約束されたことである。

さらなる運動で求めていく

この間の政府の混乱ぶりに懸念もあるが、協会・国民のさらなる運動で、確実に政府や保険者から、被保険者に資格確認書を送付させるよう求めていく必要がある。

### 2024年度対大阪府要望書ポイント解説 (上)

## 後退した福祉を取り戻せ

協会は8月22日、大阪府知事・吉村洋文氏宛に「口腔保健事業の充実等を求める要望書」を提出した。要望書は1. 口腔保健事業、患者の受診抑制対策、2. 国保料、介護保険料の問題、3. 歯科医療提供体制、公衆衛生、4. 歯科医院経営等への支援、5. 審査・指導——の各項目にまとめている。

応接項目の内容について、3回に分けて戸井逸美政策部長が紹介する。

### 戸井逸美政策部長が解説



自然減は少子化対策で活用を

府の福祉医療費助成は、予算上も2017年

から後退している。2017年度に35億円の予算があった乳幼児医療費助成は2023年度は24億円へと、11億円の減少となっている。これはほぼ少子化による自然減であり、この11億円は最低でも少子化対策として活用されなければならない。

消えた助成を復活させよ

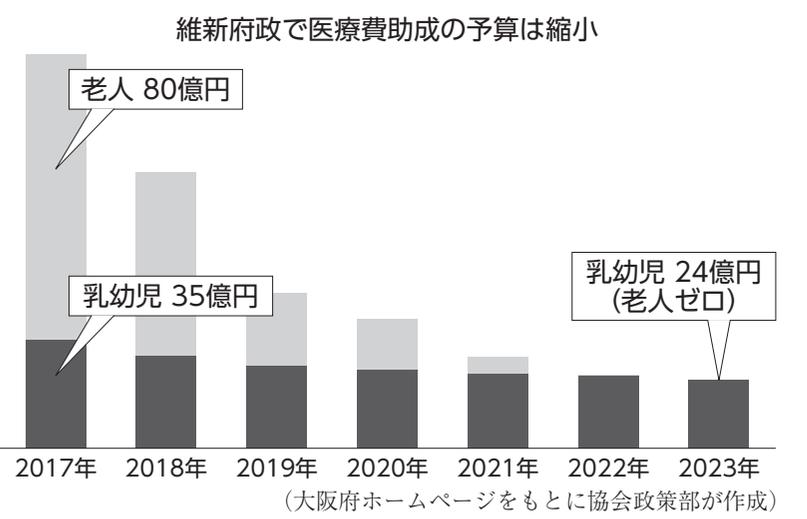
2017年度時に80億

2017年度時に80億を抜本的に拡充し、無料

### 助成対象者の拡充を

円あった老人医療費助成制度の予算はその年の制度改悪で廃止されたため、段階的に予算が減少し2023年度にゼロとなった。この消えた老人のための福祉予算も、老人医療費助成制度を復活させ、活用されるべきである。

協会は、乳幼児医療、ひとりの親家庭医療、障がい者医療費助成の対象者を抜本的に拡充し、無料



## 歯科技工所アンケート中間速報 歯科医師との情報・意見交換「できている」7割

2024年診療報酬改定が6月から実施されたことを受け、技工士の実態・意識の把握と技工問題解決に向けた基礎資料の作成を目的に8月1日、大阪府内の1120件の歯科技工所にアンケートを届けた。8月中旬から、返信が寄せられており、8月23日現在で103件となった。アンケートでは、「営業・納品時に、技工物について、歯科医師との情報・意見交換ができている」と思いますが、「できていない」と答えている。そのほか、

今回の診療報酬改定を踏まえ、値上げされた技工物や金額、印象採得、咬合採得、仮床試適の「歯

### 歯科技工士さんに声かけのお願い

今回、技工物について、歯科医師との情報・意見交換ができていると思いますが、「できていない」と答えている。そのほか、

### 締め切り9月末

科技工士連携加算への評価や歯科医院との取引の状況などを尋ねている。自由意見欄にも率直な声がさまざま記載されている。

返信の方法は、郵送・FAX・googleフォームで、郵送とFAXでの返信は大阪歯科協会へ、googleフォームは全国保険医団体連合会に直接集約される。回答の締め切りは9月末。

引き続き、回答を集めた。会員の先生方にも出入りの歯科技工士の方がおられれば、声かけをお願いしたい。回答を取りまとめるのは10月下旬ごろを予定している。

### 歯界

NHKのドキュメンタリーで、オンラインカジノが取り上げられていた。もちろんカジノはどんな形態を取ろうが日本では違法である。しかし、このサイトはマルチにあり、現在本場のオーナーが誰なのかかわからず、警察はこの犯罪を取り締まれないでいる。隙間時間に気軽に始めて、最後は大金をかけるようになり、財産も家族も無くしてしまふ事例が多々あるそう。その上このカジノは出玉などを操作しているイカサマなのである。昔アメリカの名門大学生がブラックジャックの必勝法を考えた。学生のグループがラスベガスのカジノで見事大金を獲得した。あとで胴元には袋叩きにあっているが学生に違法行為はない。万博の後カジノができるそう。日本のヤクザではなく、アメリカと日本企業と合併するのだから綺麗なものだというのが、間違いなく依存症、イカサマ、暴力沙汰、マネーロンダリングなどが起きている。先生方はどうお考えだろうか。

### 協会直通番号のご案内

保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。

社保研究部 06-6568-7467  
共 済 部 06-6568-7438